

# 千葉県教育委員会補助金等交付規則の一部を改正する規則の制定について（概要）

令和3年1月20日

企画管理部財務課

## 1 改正趣旨

千葉県暴力団排除条例に基づき、暴力団を利することとならないよう、千葉県補助金等交付規則が改正されていることなどを踏まえ、千葉県教育委員会補助金等交付規則においても、同様に所要の規定を追加するもの。

## 2 改正内容

- (1) 補助事業等を行う者が偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたときは、交付の決定を取り消すことがある旨の明確化
- (2) 補助金等の交付の決定後に補助事業等を行う者が暴力団員又は暴力団密接関係者であることが判明したときは、当該決定を取り消すことがある旨の規定の追加
- (3) その他規定の整備

## 3 施行期日

令和3年3月1日施行

## 4 経過措置

改正後の千葉県教育委員会補助金等交付規則第十七条第一項第三号の規定は、令和三年度以後の年度分の予算に係る補助金等について適用し、令和二年度分までの予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

○千葉県教育委員会補助金等交付規則（昭和三十七年千葉県教育委員会規則第八号）

改正案	現行
<p>（決定の取消し）</p> <p>第十七条 教育委員会は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するとき は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>一 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。</p> <p>二 補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関し補助金等の 交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく教育 委員会の処分に違反したとき。</p> <p>三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七 号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同 条第二号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として 教育委員会が定める者であることが判明したとき。</p> <p>2 教育委員会は、間接補助事業者等が間接補助金等の他の用途への使用を し、その他間接補助事業等に関し法令等に違反したときは、補助事業者等 に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を 取り消すことがある。</p> <p>3 前各項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定が あつた後においても適用があるものとする。</p> <p>4 第六条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消しをした場合に ついて準用する。</p>	<p>（決定の取り消し）</p> <p>第十七条 教育委員会は、補助事業者等が補助金等の他の用途への使用をし、 その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条 件その他法令等又はこれに基づく教育委員会の処分に違反したときは、補助 金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>（新設）</p> <p>2 教育委員会は、間接補助事業者等が間接補助金等の他の用途への使用を し、その他間接補助事業等に関して法令等に違反したときは、補助事業者 等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部 を取り消すことがある。</p> <p>3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定が あつた後においても適用があるものとする。</p> <p>4 第六条の規定は、第一項又は第二項の規定による取り消しをした場合に ついて準用する。</p>

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年三月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の千葉県教育委員会補助金等交付規則第十七条第一項第三号の規定は、令和三年度以後の年度分の予算に係る補助金等について適用し、令和二年度分までの予算に係る補助金等については、なお従前の例による。